

2023(令和5)年12月1日

重度心身障がい者医療費の助成が 現物給付・自動償還払いに

【経緯】

市では、重度心身障がい者医療費の助成で現物給付と自動償還払いを導入。

これまでは、医療機関の窓口で健康保険の自己負担額を支払い後、市役所で申請が必要でしたが、窓口への来庁が原則不要になります。

また、現物給付については、県内で初めて、市が行っていた審査と支払業務を熊本県国民健康保険団体連合会と社会保険診療報酬支払基金熊本支部へ委託。医療機関から直接同団体へ診療報酬を請求できるようになります。

【目的・ねらい】

現物給付の導入で、これまで経済的理由などで受診を控えていた受給資格者が、適切な医療サービスを受けることができ、早期発見・早期治療や重症化予防にもつながります。

また、自動償還払い対象の後期高齢者医療保険加入者は、助成申請のための窓口来庁が原則不要になるなど、重度の障がいがある対象者の大幅な負担軽減と利便性の向上を目指すものです。

- 1 開始時期** 令和6年1月診療分から
- 2 対象者** 宇城市重度心身障がい者医療費受給資格者
- 3 支払い方法** 社会保険及び国民健康保険加入者……現物給付
熊本県後期高齢者医療保険加入者……自動償還払い
- 4 助成内容** 【現物給付】医療機関で次の金額を支払い
入院:1 医療機関 2,040 円/月まで
外来:1 医療機関 1,020 円/月まで
【自動償還払い】医療機関で自己負担額を支払い
その後、市への申請は原則不要で自動的に登録口座へ振り込み。

問い合わせ 保健衛生部医療保険課 (課長)三村 (課長補佐)永井
〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85
TEL:0964-32-1417(直通) FAX:0964-27-4228